

仕 様 書

- | | | |
|----|-------------|--|
| 1 | 品 名 | 高分子凝集剤 |
| 2 | 用 途 | 高負荷脱窒素処理方式の余剰汚泥脱水用 |
| 3 | 性状及び規格 | イオン性 カチオン (メタクリレート系) |
| 4 | 入 札 価 格 | 1kg 当たり単価 |
| 5 | 契 約 期 間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日 |
| 6 | 納 入 方 法 | 発注後10日以内 (10~20kg /紙袋) |
| 7 | 納 入 場 所 | 伊勢市植山町 245 番地 1 伊勢広域環境組合クリーンセンター |
| 8 | 1 回 の 購 入 量 | 約 900kg |
| 9 | 購 入 予 定 量 | 2,700kg |
| 10 | 代金支払い方法 | 1ヶ月単位とし、1ヶ月分の数量に契約単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額とを請求日より30日以内に支払いをするものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。 |
| 11 | そ の 他 | (1) 下記以外の銘柄についてはフィルタープレス脱水機の実績があり入札前にジャーテスト及び実機テストを行い、組合の承認を得て入札参加資格を得るものとする。 |

銘 柄	製造会社名
タキフロックC-420L	多木化学(株)
アロンフロックC-303ML	MT アクアポリマー(株)
クボックスCP-1400	(株)クボタ環境エンジニアリング
ダイヤフロックKP201G	ダイヤニトリックス(株)
コーナンフロックK-53PS	興南化学工業(株)
カヤフロックC-599-1B	カヤフロック(株)
テツフロック PFK-909	日鉄鉱業(株)
WAフロックC-503	(株)ウォーターエージェンシー

- (2) 落札した銘柄の留意事項は「別添 選定方法、実機留意事項」による。
- (3) 搬入時間の厳守(午前8時30分から午後5時00分まで)
- (4) 業務に際し過失による配管等の破損は、請負者の責任において原形に復旧すること。
- (5) 年度末の最終搬入量については、当組合と協議して増減するものとする。
- | | | |
|----|-----------|----------|
| 12 | 契 約 予 定 日 | 令和8年4月1日 |
|----|-----------|----------|

高分子凝集剤(余剰汚泥脱水用)に係る落札銘柄における留意事項について

記

1 使用機器

(1) 粉体自動給粉機

メーカー名	広洋技研	形式	PAF-1-150
電動機	0.06kw 200V		

(2) 凝集剤供給ポンプ

メーカー名	兵神装備(株)	形式	NE30A
揚程	20m	吐出量	0.5~5m ³ /h
電動機	0.2kw 220v		

(3) 移送配管

材質	H I V P	口径	50mm
配管長さ	約 30 メートル (注入点高さ=約 7 メートル)		

(4) クボタダイナミックフィルター

メーカー名	(株)クボタ	形式	K P - 1500 F P
	370m ²	ろ室数	104 室

(5) ろ布

製造メーカー(株)クボタ	寸法	1500×1500	
ろ過圧力	5kg/cm ²	圧搾圧力	13kg/cm ²
材質	ポリアミド		

2 実機による留意事項

- (1) 凝集剤は、凝集剤溶解攪拌機で容易に溶解できること。
- (2) 凝集剤は、凝集剤自動給粉機で支障なく溶解槽に給粉できること。
- (3) 溶解した凝集剤は、常温において凝集剤注入ポンプで支障なく脱水機まで移送できること。
- (4) 汚泥脱水機の設定条件(ろ過時間、圧搾時間等)を変更することなく、次の事項を満足させること。
 - ①原汚泥の濃度は、12,000~20,000mg/L、pHは7~8とする。
 - ②脱水汚泥の含水率は、70%以下とする。
 - ③SSの回収率は、95%以上とする。
 - ④凝集剤の添加率は、1.5%以下とする。
 - ⑤ろ過性、剥離性は、良好のこと。
 - ⑥脱水汚泥の処分に適する性状であること。
- (5) 発生汚泥は季節的に変化し、脱水効率が低下することが予想されるので変化が見られたときは汚泥の性状分析及び凝集剤の適正検査を行い、最適凝集剤の選定を行うこと。

3 留意事項に対する対応

- (1) 落札した銘柄が実機において上記2の事項の一つでも満足できない場合は、適切な銘柄を迅速に選定すること。尚、銘柄変更による契約金額の変更は行わない。
- (2) 上記「2-(4)及び2-(5)」を満足させるため、汚泥脱水機の設定値の変更又は機器調整が必要な場合は、当組合と協議し、その費用は請負者が負担するものとする。
- (3) 使用機器のトラブルが凝集剤によるものであることが明確な場合は、その復旧に要する費用等は納入業者の負担とする。
- (4) 納入凝集剤を使用して脱水した汚泥が当組合での処分方法に不適な場合は、納入業者の責任で汚泥を処分すること。